

内容をご確認のうえ、同意いただいた方のみ申込手続きを完了できるようにお願いします。  
同意書の文面は、以下の通りです。

申込者は、株式会社Baseball Planning（以下、「弊社」という）のアカデミーレッスンを受けるにあたり、以下の内容を遵守するものとします。

#### 第 1 条（オーディション）

- （1）所属オーディションは、このコースを受講される方は全て自由に受験いただけます。合格された方のみ、弊社に所属して活動いただきます。
- （2）既に特定の事務所やプロダクションに所属されている方は受験いただけません。

#### 第 2 条（入学金）

- （1）今回のコースについては、お申込みいただいた期間のみの契約となりますが、修了後、球場レッスンやオンラインレッスン、パーソナルレッスンはアカデミー生として引き続きご受講いただけます。
- （2）なお、別コースや別年度のコースを受講される場合は、再度入学金は発生いたしますので、ご了承下さい。

#### 第 3 条（キャンセル規定）

- （1）受講料は返信メールがいったから2週間以内にお支払い下さい。
- （2）期限内にお支払いがない場合は、自動キャンセルとなりますので、再度お申込み手続きをお願いします。
- （3）お支払いが確認できた時点で、受講枠の確保となりますので、定員に達した場合はあしからずご了承下さい。
- （4）キャンセル料については、下記の規定となります。
  - ・初回開催日の30日-14日前・・・受講費用の30%
  - ・初回開催日の14日-3日前・・・受講費用の50%
  - ・初回開催日の3日前-当日・・・受講費用の100%

#### 第 4 条（Web受講者）

Web参加の方は、あらかじめ通信環境の確認や設定など行ってからご受講いただきますようお願いいたします。  
お客様の都合により、受講時の通信環境の影響でスムーズな受講が行えない場合は、責任を負いかねます。

#### 第 5 条（臨時の場合）

災害や天候により、お客様ご自身が受講できなくなった場合、返金はいたしかねます。  
Web授業への振り替えなどは行いますので、そちらをご利用下さい。

#### 第 6 条（テキストの紛失）

テキストを紛失された際は、再度ご購入いただきます。

#### 第 7 条（受講制限）

- （1）初回受講時に、特定の事務所やプロダクションに所属している方は受講いただけません。
- （2）受講中に他事務所やプロダクションへ所属することもご遠慮下さい。
- （3）フリーで活動されている方は、活動内容など、お申込みフォームの自己PR欄へ記載を必ずして下さい。

#### 第 8 条（肖像権）

- （1）受講中に撮影した写真については、肖像権は全て弊社に帰属するものとします。
- （2）授業の様子を各種SNSやHPへ掲載する場合がございますので、ご了承下さい。

#### 第 9 条（未成年者の場合の承諾）

未成年の方は、必ず保護者（法定代理人）の同意のもと、ご参加いただきますようお願いいたします。

#### 第 10 条（トラブル）

参加者同士でのトラブルにつきましては、弊社は一切責任を負いかねます。

#### 第 11 条（禁止行為）

申込者は、以下に該当する行為を禁止します。

- （1）アカデミーレッスンを受けるにあたり弊社が提供するマニュアル、テキストを複製すること、又は第三者へ開示すること、若しくは漏洩すること
- （2）アカデミーレッスンを受けたことで知り得たノウハウを生かして、弊社と競合関係に立つ

事業を開始すること、または就職したり、役員に就任したりすること

(3) 弊社を通すことなく弊社のクライアントから直接仕事を受けたり、連絡を取ること

(4) アカデミーレッスンを受けたことで知り得た業務上の情報、顧客に関する情報、その他運営上の情報について、弊社の承諾なく、一切使用せず、かつ第三者に閲覧、貸与、提供せず、及び一切第三者に漏洩しないこと

#### 第 12 条 (反社会的勢力の排除)

受講者は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとし、弊社は、受講者が次の各号に該当すると認める場合、何らの催告を要せずに契約を解除することができるものとします。

(1) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること

(3) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(4) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること

#### 第 13 条 (お問い合わせ)

お問い合わせについては、運営事務局(問い合わせ欄に記載されている指定の連絡先)へご連絡下さい。

#### 第 14 条 (損害賠償)

申込者が本書面に違反した行為、またはその他不正もしくは違法な行為によって弊社に損害を与えた場合、申込者は、その損害に対して賠償する責任を負うものとします。